12月定例会

会期は12月５日から13日までの９日間

■固定資産評価審査委員会委員に浅川　豊氏・竹中政人　氏を同意
■人権擁護委員候補者に関川直昭氏を適任と認める答申
■選挙管理委員・補充員各４氏を決定

専決処分の承認

▼一般会計補正予算（第３号）
・１千469万９千円を追加し、43億６千176万７千円に。

条例の制定

○非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることや特別職非常勤職員の任用が厳格化されることに伴い、次の３つの条例を制定しました。

※会計年度任用職員制度とは臨時・非常勤職員などに替わる新制度で、任用の明確化や処遇が改善されます。

▼小平町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定
・フルタイム会計年度任用職員の給与等を規定する条例を制定しました。

▼小平町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定
・パートタイム会計年度任用職員の報酬等を規定する条例を制定しました。

▼小平町附属機関設置条例の制定
・要綱等により設置している委員会等を新たに附属機関と位置づける条例を制定しました。

▼職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
・職員を休職させることができる期間について、会計年度任用職員はその任期の範囲内とする規定を追加する改正をしました。

▼職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例
・減給について、パートタイム会計年度任用職員では報酬を減額対象とする改正をしました。

▼小平町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
・会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等について、新たに規則で制定する規定を追加する改正をしました。また国家公務員の超過勤務命令の上限設定等が導入されたことに伴い、同様の措置を講ずるための規定を追加する改正をしました。

▼職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
・育休職員への勤勉手当の支給から、会計年度任用職員を適用除外とすることや会計年度任用職員が部分休業した場合に、報酬や給与を減額する改正をしました。

▼特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正による単価の改正により、選挙長、投票所投票管理者等の報酬額を改正しました。また特別職非常勤職員の任用が厳格化されたことに伴い、学校医や産業医などを追加する改正をしました。

《質疑の内容》

Q 板垣議員

期末手当等の人件費が増加すると思うが、国の財政支援の有無を伺う。

A 杉本総務課長

今現在、財政支援の情報はありません。人件費は若干増える要素はありますが、現行水準にて設定するため、大きく増になるとは考えておりません。

条例の一部改正

▼小平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
・人事行政の運営等の状況に関し報告する事項から除く非常勤職員に、フルタイム会計年度任用職員は含まれないとする改正をしました。